

件名	愛媛県特殊詐欺等撲滅条例
主管課	警察本部捜査第二課
根拠法令等	憲法第94条 地方自治法第2条、同第14条(昭和22年法律第67号)
<p>【制定の概要】</p> <p>1 目的（第1条） 特殊詐欺等の被害が深刻な社会問題となっている現状に鑑み、特殊詐欺等の撲滅を図るため、特殊詐欺等の被害の防止に関し、県、県民、事業者及び青少年の育成に携わるものの責務等を明らかにし、被害の防止に関する基本的施策等及び必要な措置等を定めることにより、特殊詐欺等の被害の防止に係る気運を醸成し、もって特殊詐欺等の被害から県民を守ることを目的とする。</p> <p>2 県、県民等の責務（第4条～第7条） 県、県民、事業者、青少年の育成に携わるものに対し、県民等が特殊詐欺等の被害に遭わないよう被害の防止対策に努めるなど、特殊詐欺等の撲滅のために適切な措置を講じるよう規定する。</p> <p>3 市町との連携（第8条） 特殊詐欺等の被害防止に関し、市町との連携を規定する。</p> <p>4 被害の防止に関する基本的施策等（第9条～第14条）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 県による必要な広報・啓発活動の推進 (2) 県による県民等の自主的な活動の支援 (3) 県による青少年の育成に携わるものに対する支援 (4) 県による特殊詐欺等の発生状況等の情報提供 (5) 県民による警察官への通報等、適切な措置の推進 (6) 県による特殊詐欺等の被害者等に対する支援 <p>5 建物の貸付け等に係る規制（第15条～第18条） 特殊詐欺等に利用されるおそれがある場合の建物の貸付けや宿泊施設の提供の禁止、契約時に特殊詐欺等での利用でないことの確認等を規定する。</p> <p>6 個人情報の提供等に係る規制（第19条・第20条） 特殊詐欺等に利用されるおそれがある場合の個人情報、個人データの提供を禁止することを規定する。</p> <p>7 特殊詐欺等への加担防止のために必要な規制（第21条）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 業務その他正当な理由による場合を除き、特殊詐欺等の用に供する特定の手引書等を個人情報等と共に所持等することを禁止する。 (2) 公共の場所等において、正当な理由なく、国等が発行する身分証明書に係る偽造品を携帯することを禁止する。 (3) 特殊詐欺等をするように勧誘・強要することを禁止する。 	
施行日	令和3年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	